（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第四条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

三十五　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第六十四条第四項及び第五項

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第五条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百二十九号を第四百三十号とし、同号の前に次の一号を加える。

四百二十九　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）

（内閣府本府組織令の一部改正）

第六条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中ユをメとし、マからキまでをケからユまでとし、同号ヤ中「オ及びク」を「ク及びヤ」に改め、同号ヤを同号マとし、同号中クをヤとし、ヰからオまでをノからクまでとし、同号ウ中「ムまで」を「ウまで」に改め、同号ウを同号ヰとし、同号ムの次に次のように加える。

ウ　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

別表（第二条関係）

北海道	広尾郡広尾町　厚岸郡浜中町
青森県	三沢市　三戸郡階上町
茨城県	古河市　結城市　坂東市
栃木県	足利市　佐野市
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市　銚子市　市川市　船橋市　松戸市　成田市　佐倉市　東金市　八千代市　西市　富里市　匝瑳市　印旛郡酒々井町　同郡栄町　香取郡神崎町　同郡多古町　印東庄町　山武郡大網白里町　同郡横芝光町　長生郡白子町

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　平岡　秀夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　一川　保夫

府　令

○内閣府令第六十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）及び東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東日本大震災復興特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

東日本大震災復興特別区域法施行規則

（令第一条各号の内閣府令で定める事業）

第一条　東日本大震災復興特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　地域において生産された農林水産物の卸売のために開設される市場又は当該農林水産物を販売するための施設若しくは設備の整備又は運営に関する事業

二　地域において生産された農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工又は調理をしたものを店舗において主に当該地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

三　地域において生産された農林水産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店の整備又は運営に関する事業

四　温室、畜舎その他の農業用施設において太陽光発電装置を設置することにより行う発電又は農業用水の放流に伴って発生する水力を利用することにより行う発電に関する事業その他農業資源に由来する再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの供給に関する事業

五　藻場の造成その他水産動植物の生育環境の保全及び改善又は水産資源の維持若しくは回復に関する事業

六　新たに就農しようとする青年等を対象にした農業の技術又は経営方法の習得に関する研修の実施その他農林水産業の担い手となる人材の育成に関する事業

七　地域における有害鳥獣及び外来生物を活用した地域特産物の開発又は生産に関する事業

2　令第一条第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業

二　保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

三　地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業

四　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為若しくは高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第四項及び第五項に規定する行為を受け、又は受けているおそれのある児童、高齢者及び配偶者等の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業

五　高齢者、障害者その他日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受ける者（次号において「高齢者等」という。）の福祉に係る新商品の開発及び生産又は新役務の開発及び提供に関する事業